

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律

(平成一四年一二月六日法律第一三四号)

一、提案理由(平成一四年一一月七日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会)

(独立行政法人国民生活センター法(平一四法一二三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院特殊法人等改革に関する特別委員長報告(平成一四年一一月一九日)

(独立行政法人国民生活センター法(平一四法一二三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院総務委員長報告(平成一四年一一月二九日)

山崎力君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

三法律案は、いずれも、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、提出されたものであります。

.....(略).....

次に、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案は、通信・放送機構を廃止するとともに、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援に関する業務等を独立行政法人通信総合研究所の業務に追加し、その名称を独立行政法人情報通信研究機構に改める等の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、独立行政法人の業績評価の在り方、認可法人を特定独立行政法人に変更する理由、独立行政法人等の役員の人選や報酬の在り方、地方共同法人の性格等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田ひろ子委員より三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議(平成一四年一一月二八日)

(平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律(平一四法一三三)の附帯決議と一括して掲載)